

# 第11次労働災害防止計画における 主な対策

## 1 自主的な安全衛生活動の促進

- リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施の促進
- 労働安全衛生マネジメントシステムの活用等
- 自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等
- 情報の共有化の推進等

## 2 特定災害対策

- 塵肺災害防止対策
- 東京・阪神淡路大震災防止対策
- 交通安全災害防止対策
- 電気・火災災害防止対策

## 3 労働災害予防機関対策

- 労組法対応
- 建設業対策
- 海上貨物運送業対策
- 林業対策
- 第三次産業対策
- その他の中核的対策

## 4 職業性疾病等の予防対策

- 粗じん障害防止対策
- はねじり症対策
- 吸血・駆除害防止対策
- 熱中症予防対策及び熱射線による障害防止対策
- その他職業性疾患等の予防対策

## 5 石綿障害予防対策

- 全面禁止の徹底等
- 堅体作業場におけるばく露防止対策の徹底
- 職業者の健康管理対策の推進

## 6 化学物質対策

- 化学物質による労働災害の防止対策
- 化学物質管理

## 7 メンタルヘルス対策及び 品種分野による 労働災害防止対策

- メンタルヘルス対策
- 労働分野による労働災害防止対策

## 8 労働保護活動、組織づくりO&G や労働環境づくり対策

- 労働保護活動の活性化
- 組織づくり対策
- 労働環境づくり対策

## 9 安全衛生管理対策の 強化について

- 安全衛生教育の効率的な推進等
- 中小規模事業に対する対策
- 労働者派遣の多様化等に関する対策
- 高年齢労働者問題等の推進
- グローバル化への対応

## 10 効率的・効果的な施策の 推進について

- 労働災害防止のための評議会等
- 労働における労働災害等の調査研究の推進
- 労働環境との連携等
- 安全管理の効果の分析・評価等

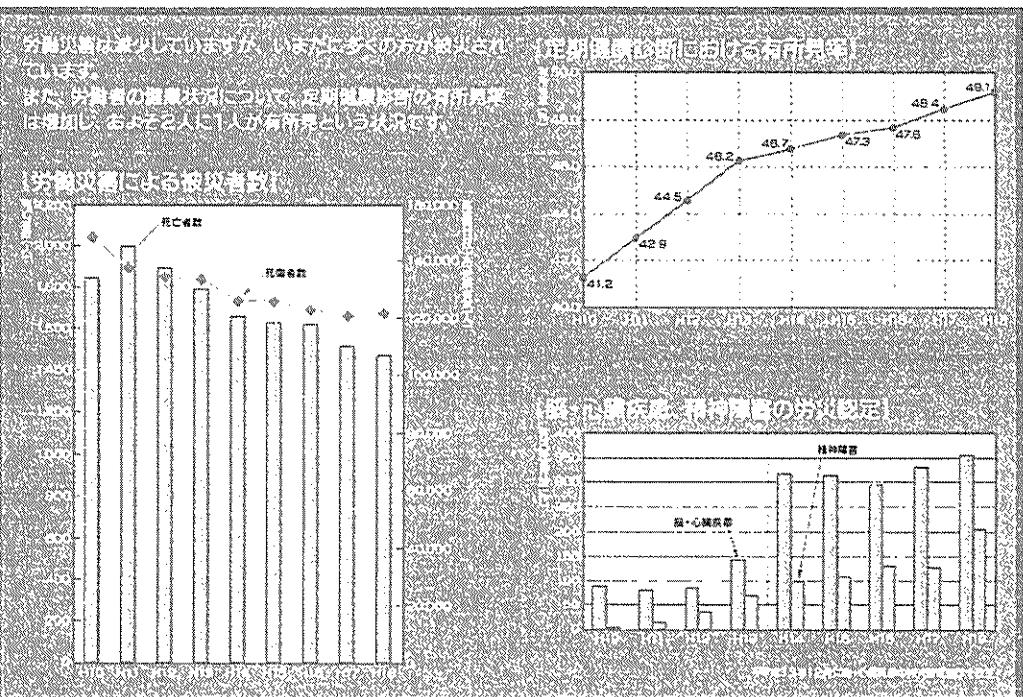
# 第11次労働災害防止計画

## 労働者の安全と健康を守り 労働災害を減らすための計画です

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、事業場、産業界、そして国全体にとって最大限尊重すべきものです。

このため厚生労働省では、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となって総合的かつ計画的に労働災害防止対策に取り組むことができるよう労働安全衛生法の規定に基づいて本計画を策定しました。

本計画では、平成20年度から平成24年度までの5年間に実施すべき主な取組を示しており、職業病、労災等をはじめとする関係者は各自の専門的対策を推進し、安全衛生水準の向上に努めることが求められます。



お問い合わせは最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署まで

2008.4

厚生労働省

(ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp/>)